

診断書取得等に要する費用負担について

	健康対策事業	区が負担すべき費用	課題等	算定基準
1	健康リスク相談・ 心理相談	相談のための診断書の取得及び提出に要した費用 ①診断書料 ②診断書取得のための交通費 ③診断書提出のための郵送料	・ 現行の実施要綱に明記されておらず、区が費用を負担する根拠が不明確である。 ・ 海外において診断書を取得した場合の費用の算定方法や妥当性の確認方法を検討する必要がある。	それぞれの上限額の範囲内で、区が原則として実費を負担する。ただし、上限額を超える特別な事情が認められる場合は、この限りではない。 【①診断書料】 相談日から起算して概ね1年以内に作成されたものに限って区が実費を負担する。 上限額：10,000円 提出書類：領収書 【②交通費】 必要かつ妥当な実費を区が負担する。 ・ タクシー代など公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段については、相当性（交通機関の便などを考慮）がないときは、電車、バスなどの運賃を限度とする。 ・ 自家用車の場合は、ガソリン代、高速道路代、駐車場代を負担する。ただし、ガソリン代は移動距離に応じて1kmあたり15円で算定する。 上限額：50,000円 提出書類：交通費の内訳書・領収書（領収書はタクシー代、高速道路代、駐車場代に限る。） 【③郵送料】 区が実費を負担する。 上限額：なし 提出書類：なし 《海外において診断書を取得した場合》 為替レートを元に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。
2	健康診断 (胸部X線・CT写 真撮影及び読影)	区が提出を求めた診断書の取得及び提出に要した費用 ①診断書料 ②診断書取得のための交通費 ③診断書提出のための郵送料	・ 現行の実施要綱に区の費用負担が明記されているが、上限額の明記はない。 ・ ①～③に上限額が設定された場合は、整合性の点から④～⑦についても上限額を設定すべきである。	【④撮影費用及び⑤複写費用】 読影日から起算して概ね1年以内に撮影されたものに限って区が実費を負担する。 上限額：50,000円 提出書類：領収書 【⑥交通費】 上記「②交通費」と同じ 【⑦郵送料】 上記「③郵送料」と同じ
		区の委託機関以外での胸部X線・CT写真の撮影及び提出に要した費用 ④X線・CT写真撮影の費用 ⑤X線・CT写真複写の費用 ⑥写真の撮影、複写及び提出のために要した交通費 ⑦写真提出のための郵送料		